

「住民票コード」通知書を送付します



住民基本台帳法の改正により、8月5日(月)、全国すべての住民票に「住民票コード(番号)」が付きま。市では、8月末までに、順次各世帯へ皆さんの「住民票コード」をお知らせする通知書を郵送します。この通知に伴う手続きなどは特に必要ありませんが、通知書は大切に保管しておいてください。

通知書の見本です(氏名・住所などはすべて実在しません)

住民票に新しく加わる
十一けたの「住民票コード」

平成十一年の住民基本台帳法の改正により、全国すべての住民票に、十一けたの重複しない数字から成る「住民票コード」が付くことになりました。

番号は無作為に抽出

「住民票コード」は、コンピューターで無作為に抽出され、自動的に付けられます。本人の申し出により、番号を変更することはできませんが、指定することはできません。

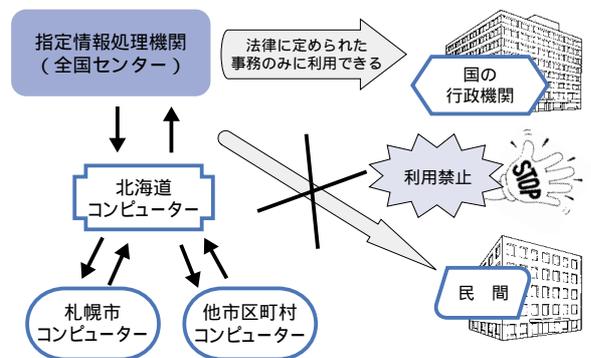
通知書は大切に保管を

「住民票コード」の通知書は、必ず保管するか、番号を別に控えておいてください。今後法律に定められた国の行政手続きの際に必要となります。もし、番号が分からなくなった場合は、窓口でコードの記載された住民票を取得しなければ、確認できません。「住民票コード」が記載された住民票の発行は、本人が窓口で申請をしたときに限りです。

住民基本台帳とは？

個人の氏名、生年月日、住所など、法律に定められた項目を記録したものを住民票といい、これをまとめたものが住民基本台帳です。

市区町村と都道府県・全国を結ぶネットワーク



全国の市区町村を結ぶ 住民基本台帳ネットワーク

このコードを基に、市区町村の区域を越え、住民基本台帳に関する事務や、法律で定められた国の行政事務に本人確認情報を提供する仕組みが、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)です。

住民票の提出が不要に

八月五日からは、全国の市区町村を結ぶ住基ネットを通じた本人確認が可能になります。これにより、年金・恩給の受給や不動産鑑定士の資格登録の際に必要な本人確認などは、住民票の写しの提出が不要になる予定です。

全国で住民票の取得が可能に

来年八月からは、全国どこの市区

町村でも、住民票の写しの交付が受けられるようになる予定です。
住民基本台帳カードを発行

希望される方には、高度な安全確保機能を持つ住民基本台帳カードを、来年八月に有料で発行する予定です。このカードには、顔写真を付けることもでき、公的な身分証明書として利用できます。

住基ネットを流れる本人確認情報

住基ネットを取り扱う本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、住所を定めた理由(出生や転入など)の六項目)は、法律に定められた事務にのみ提供されます。

本人確認情報の保護対策

住基ネットでは、本人確認情報の保護のため、さまざまな側面から万全の対策を講じていきます。
制度面法令により情報の提供先と利用目的を規定するとともに、民間での住民票コードの利用を禁止。
技術面専用回線を使用するとともに情報を暗号化し、外部からの不正侵入や情報の漏えいを防止。
運用面システムに携わる職員を限定するなど管理を厳重にし、目的以外の利用を防止。さらに、その職員には秘密保持を義務付けるほか、情報を保護するための委員会や審議会を設置。

お問い合わせは、

区役所(13階)の戸籍住民課へ